

## 後漢後半期より後漢末曹操執政期までの使者と節・都督制成立の前提

野口 優

はじめに

本稿では、魏晉南北朝時代に地方軍事で最も主導的な役割を果たした「都督（督・監）某州（郡）諸軍事」、所謂「州都督」の成立過程について考察する。都督の成立過程に関する先行研究は、大きく分けて以下の二種類がある。第一に、都督が軍内部の司法職から発展したという研究である。第二に、漢代以来の地方州郡の軍を監督する督軍使者が発展して、都督になるという研究である。ここでいう督軍使者とは、地方に反乱などが起きた際、その鎮圧のために、皇帝の使者として派遣される中郎将・御史などの中央官のことを指す。

まず、都督が軍内部の司法職から発展するという第一の研究は、石井仁氏によって行われている（石井一九九二a）。確かに、石井氏が指摘するように、軍内部にも都督と呼ばれる官が存在する。しかし、陳仲安氏は、軍内部の都督官を「軍区を管轄しない普通都督で、性質は偏裨將領」と定義し、本稿で取り扱う州都督と区別する（陳仲安・王素一九九三、一六九―一七〇頁<sup>1</sup>）。さらに、文献史料に見える都督成立の過程を見てみよう。『宋書』

卷三十九百官志上・『南齊書』卷十六百官志・『太平御覽』卷二百五十一都督護の条文を見れば、いずれも中央から使者が派遣されて、地方の軍事を「督」することが、都督制の直接の源流であろう。<sup>(5)</sup> 本稿でも、都督制の原型を漢代の使者による督軍制度とみなす。

では、漢代以来の督軍使者が発展して、都督になるという第二の研究についての学説を見ておこう。非常に対照的な二つの研究が存在する。廖伯源氏の研究と陳琳国氏の研究である。廖氏によれば、後漢の州郡を督して賊を討伐する使者は、漢末において、劉虞や袁紹に代表される地方軍閥の長によって若干の州が督されるという事態を経て、魏晋南北朝の都督諸軍事・監諸軍事・督諸軍事に発展したとする。<sup>(6)</sup> そして、都督の起源は、光武帝期にすでに督軍使者の事例が見えることから、光武帝期より降ることはないとする（廖伯源二〇〇六、二六五～二六八頁）。一方で陳氏は、州都督がもともと使者であったとするものの、都督制が曹操期から続く建安年間という時代が生み出した特殊事例であるとする（陳琳国一九九四、三三六～三三七頁）。つまり両氏は、都督の本質がともに使者であるという点は一致するが、後漢時代以来の督軍使者が発展したものか曹操建安年間に生まれた特殊事例とするかという点で見解が相違するのである。

廖氏の研究の問題点は、漢末の軍閥が複数州を都督したことを經由して都督制が成立したとすることである。廖氏の挙げる史料には、曹操軍閥のものが無い。州都督が三国魏にも見える以上、都督制は曹操軍閥の中で醸成されていったと考える方が自然である。氏の研究では、曹操軍閥の発展と使者の関係に対する視角がやや欠けているといわざるを得ない。

一方で陳氏は、都督制の本質が使者であると認識しながら、都督制そのものは建安年間に生み出されたとし、後漢時代の督軍使者からの連続性を認めていない。ならば、後漢時代の督軍使者と魏晋南北朝の都督は軍事上で

一体何が違うのか明らかにしなければならない。陳氏は続く論文で、御史などの督軍の「督」は、「監督」の意味が強く、後の都督の「督」と字は同じであるが、意味が異なり、都督の「督」は督率、統領の意味であるとす（陳一九九六）。つまり、後漢と魏晋で「督」の意味が違うというのである。

そこで、本稿では、後漢時代の督軍制度の「督」字の意義を確認した上で、鍵となる曹操期の督軍制度を考証したい。その中で、使者の証明である節に着目して考察を進める。

## 第一章 後漢時代の節と督軍使者

### 第一節 後漢後半期の節と督軍使者

まず、節自体の意義、節を所持する使者の権限、そして地方州郡に派遣される使者となる官の特徴について先行研究の成果に拠って触れておこう。節は、皇帝の派遣した使者が持つ使者の証明であり、皇帝の権威を代表するものである。そして使者は、自身が所持する節を用いて、官吏を指揮して公務を行い得るだけでなく、節を用いて官吏を逮捕・誅殺することさえ可能であった（廖二〇〇六、一八八～一八九頁）。そして、州郡を督して賊を討つ使者には、中郎将・謁者・御史中丞・侍御史などが就任した。中郎将は秩比二千石、謁者は比三百石から比六百石まで、御史中丞は秩千石、侍御史は六百石である。一方で、監督される刺史は六百石で、郡太守は二千石である。中郎将・謁者・御史中丞・侍御史などが州郡を督して賊を討つ際には、往々にして数人の刺史及び郡太守を督していた。つまり、秩位の低い者が秩位の高い者を督していたのである（廖一九九八、八一頁）。

そして、後漢中期以降になると、羌族の反乱や盗賊の跋扈により、地方の治安が悪化し、朝廷より反乱鎮圧を

目的とした使者が活発に派遣された。<sup>(8)</sup>たとえば、安帝崩御後に皇帝に即位した順帝の治世にも地方の反乱討伐のために、使者が派遣されている。建康元（一四四）年に揚州で起きた反乱鎮圧のために、朝廷はさきに御史中丞の馮緄を派遣し、馮緄による軍事行動が失敗に終わった後、再び中郎將の趙序と新たに九江都尉に任命した滕撫を派遣した。御史中丞の馮緄は揚州刺史の尹燿・九江太守の鄧顕を「督」していた（『後漢書』列伝第二十八滕撫伝）。そして、御史中丞の馮緄は持節していたことが史書に記されている。

① 順帝末、緄を以て持節して揚州諸郡の軍事を督せしめ、中郎將の滕撫と与に群賊を撃破す。

（『後漢書』列伝第二十八 馮緄伝）

朝廷から派遣される使者は、多くの場合、節を所持していた。節とは、先に触れたとおり、皇帝の權威を代表するものである。

では、皇帝の權威を代表する節を所持する使者が地方州郡の軍を「督」するとは、如何なる意味を有するのであろうか。陳氏が述べるように、後漢の使者の「督」とは、ただ単に「監督」という意味であつて、軍を指揮するという意味は有さないのであろうか。

② 羌遂に大いに合し、朝廷、憂と為す。三公、規を拏げて中郎將と為し、持節して関西兵を監して、零吾等を討たしめ、之を破る。斬首すること八百級。先零の諸種羌、規の威信を慕い、相い勧めて降る者十余万。

（『後漢書』列伝第五十五 皇甫規伝）

廖氏は以下のように述べる。もし皇甫規がわずかに監軍権を保持しているだけなら、反乱した羌族がどうしてその威信を慕って降伏するのだろうか。皇甫規が関西の軍を監していたというのは、実際には関西の兵を指揮していたのである。使者が州郡を相互に連携させ、協力して討伐している以上、州郡の軍事を監督している使者が実

際にはその地方軍事の全局を統括していたといえよう（廖一九九八、七二―七四頁）。前掲の史料からも明らかに、「督」・「監」は地方軍を統括していたと解釈できよう。後漢の督軍使者は軍の司令官ではなく、ただ監督していたに過ぎないという、陳氏の説は成立し難い。

このように、後漢時代の督軍諸使と三国魏の都督がともに地方軍を統括していたならば、後漢時代の督軍使者と三国時代以降の都督は軍事指揮において一体何が違うのか。督軍使者と都督の違いを明らかにするため、黄巾の乱以降、曹操執政期を中心とする後漢末期における使者による地方軍の統括について考察する必要がある。

## 第二節 黄巾の乱以後の將軍假節

後漢後半期、特に黄巾の乱以降に、従前の中郎将や御史中丞などだけでなく、本来節が与えられない將軍に對して節が与えられる事例が現れる。

③明年（中平二年）春，（辺章、韓遂）数万騎を將いて入りて三輔を寇し，園陵に侵し逼り，宦官を誅するに託して名と為す。……朝廷復た司空の張温を以て車騎將軍と為し，節を假し，執金吾の袁滂を副と為す。卓を拜して破虜將軍とし，盪寇將軍の周慎と与に並びに温に統べしむ。諸郡の兵，歩騎合して十余万を并せて，美陽に屯し，以て園陵を衛る。

（『後漢書』列伝第六十二 董卓伝）

この事例は、黄巾の乱が平定された翌年にあたる中平二（一八五）年に、三輔を攻撃する辺章・韓遂を討伐するため、司空の張温を車騎將軍に任命した上で、節を「假」している。大庭脩氏によれば、假節の「假」とは、本来資格がないが、仮に与えるという意味であり、車騎將軍の張温は皇帝の代理として、この時の漢の諸軍を統率監督する最高指令官として、他の諸將、すなわち破虜將軍の董卓及び盪寇將軍の周慎を監督するために節が假さ

れたとする（大庭一九八二、四五〇～四五二頁）。つまり、將軍官に序列をつけているのである。

董卓執政以降、曹操の登場に至るまでの時期においても、將軍假節が多く見られる。一覧にしておこう。<sup>(9)</sup>

まず、初平四（一九三）年に、呂布が董卓を殺した功績により假節されている。また、李傕は、もともと董卓の配下で、呂布を長安から追い出した後、朝廷の政治を壟断した。

④（李） 傕又た車騎將軍に遷り、開府し、司隸校尉を領し、假節す。（郭） 汜を後將軍、（樊） 稠を右將軍、張濟を鎮東將軍と為し、並びに列侯に封ず。傕、汜、稠共に朝政を乗る。濟出でて弘農に屯す。

〔後漢書〕列伝第六十二 董卓伝

史料中では、李傕・郭汜・樊稠が共同して朝廷を支配したとする。ただし、李傕にのみ節が假されていることから、中平二年の將軍假節の事例と同様に、李傕が他の両者を監督統括していたのであろう。

そして、興平元（一九四）年には、袁術と劉表に節が假されている。この両者に対する假節は、当時の朝廷の事実上の支配者であった李傕が両者と同盟関係を結び、自分の後援勢力とするためであった（『三国志』巻六袁術伝、劉表伝）。

また、興平二（一九五）年から建安元（一九六）年にかけて、白波賊の指揮官であった胡才・楊奉・韓暹及び郡太守であった張楊・王邑の計五人に対して、節が假されている。胡才・楊奉・韓暹については、獻帝を李傕のもとから逃し、安邑まで護衛した功績により、將軍号が授与された上で、節が假されている。張楊・王邑はともに獻帝のいる安邑を統括する河東郡及びその隣の河内郡の太守であった。張楊・王邑はそれぞれ、獻帝に食糧・絹帛を献上した功績により、將軍号が授与された上で、節が假されている。<sup>(10)</sup>

なお、ここで將軍官が果たして使者なのかどうかを考えなくてはならない。本来、將軍官は決して使者ではな

かったはずである（大庭一九八二、四五二頁）。しかし、中平二年の張温の事例（史料③）を皮切りに、その後、表一に明らかなとおり、数多くの將軍に使者の証である節が仮されている。節が「仮」され続けていることにより、將軍は後漢末でも完全な使者の官とはいえないのかもしれないが、節を有して、軍事を指揮する点については、督軍使者と類似する。そのため、本稿では、將軍官を使者になりうる過渡期の官として考え、より広い意味で使者を構成する官として取り扱う。

最後に、董卓執政以降の將軍假節の状況について、以下のように指摘できよう。將軍假節は、確かに大庭氏の述べるように諸將軍中の最高司令官という意味を有する場合もあった。董卓執政以降も、李催の事例は、まさに大庭氏の指摘の通りである。ただし、李催が政治の実権を掌握して以降、単に敵対関係になり得る地方軍閥の主を懐柔するために節が用いられている。ここでは、李催の意向が強く反映されており、假節という行為が皇帝の意志と乖離していたことは見落としてはならない<sup>12)</sup>。そして、献帝が李催より逃れた興平二（一九五）年以降、假節には特に將軍官の序列化という効果は見出せない<sup>13)</sup>。むしろ、皇帝に対して何らかの功績を有する者に対する恩賞として用いられた。董卓執政以降において、將軍假節は単に將軍官の序列化という意味だけでなく、敵対勢力の懐柔や恩賞という意味までも

人名	年代	官位	備考	出典
呂布	初平三(192)	奮武將軍	儀比三司	『三国志』卷七呂布伝
李催	初平三(192)	車騎將軍・領司隸校尉		『三国志』卷六董卓伝
袁術	興平元(194)	左將軍		『三国志』卷六袁術伝
劉表	興平元(194)	鎮南將軍・荊州牧		『三国志』卷六劉表伝
張楊	興平二(195)	河内太守・安国將軍	開府	『後漢書』列伝第六十二董卓伝
王邑	興平二(195)	河東太守	開府	『後漢書』列伝第六十二董卓伝
胡才	興平二(195)	征東將軍	開府	『後漢書』列伝第六十二董卓伝
楊奉	建安元(196)	車騎將軍	假節鉞	『後漢書』列伝第六十二董卓伝
韓暹	建安元(196)	大將軍・領司隸校尉	假節鉞	『後漢書』列伝第六十二董卓伝

表一 董卓執政以降、曹操以前の假節者一覧

有していたのである。加えて見落としてはならないのは、張小穩氏が指摘するように、この時期の將軍仮節は、任務が終われば節が返還されるという以前の將軍仮節と違い、明らかに長期にわたって所持されている点である（張二〇一〇、一一〇頁）<sup>14</sup>。

## 第二章 曹操期の督軍使者と都督

### 第一節 建安十三年までの督軍使者と使者の証明

曹操は、建安元（一九六）年に獻帝を許に迎え入れ、中原制覇に乗り出すことになる。本章では、曹操統治期である建安年間に対して建安十三（二〇八）年を境に二期に分ける。建安十三年を分水嶺とする主たる理由として、以下の三点が挙げられる。第一に、建安十三年は、曹操が丞相になり、名実ともに漢王朝の最高権力者となった年であるという点である。第二に、赤壁の戦いが起こった年であるという点である。赤壁での敗戦は、その後の軍事防衛制度に大きな影響を与えたと思しい。第三に、次節以下で後述するように、最高権力者の曹操、袁紹を除き、建安十三年まで前章で論じた將軍仮節が全く現れないという点である<sup>15</sup>。

では、まず建安十三年までの督軍使者の主たる事例を見てみよう。この時期になってから使者の中で「都督」を職務とする者が史料中に現れる。

⑤ 天子，許に都し，（程）昱を以て尚書と為す。兗州尚お未だ安集せず。復た昱を以て東中郎將と為し，濟陰太守を領し，兗州の事を都督せしむ。

（『三國志』卷十四 程昱伝）

⑥ 時に関中の諸將の馬騰、韓遂等、各おの強兵を擁し相い与に争う。太祖方に事を山東に有し、関右を以て憂



いと為す。乃ち繇を表して侍中を以て守司隸校尉とし、持節して関中の諸軍を督せしむ。

〔三國志〕卷十三 鍾繇伝

⑦是の時に荀攸、常に謀主と為る。或の兄の衍、監軍校尉を以て鄴を守り、河北の事を都督す。

〔三國志〕卷十 荀彧伝

程昱の事例は建安元（一九六）年、鍾繇の事例は建安二（一九七）年、荀衍の事例は建安十（二〇五）年のことである。この三つの事例について、陳琳国氏は以下のように論じる。鍾繇が使者として督したのは関中の州・郡の軍事であり、程昱・荀衍の督した対象もまた、史料中に明証はないものの、州・郡の軍隊に違いないとする（陳一九九六<sup>19</sup>）。

しかし、後漢時代の使者が州郡の兵を督したのと同様に、曹操期においても、使者が州郡の軍隊を率いたのであろうか。曹操期の地方における軍の状況について触れておこう。

⑧入りて丞相主簿と為る。（司馬）朗以為らく天下土崩の勢、秦五等の制を滅して、郡国に蒐狩習戦の備え無きに由るの故なり。今五等未だ復た行うべからずと雖も、州郡をして並びに兵を置き、外は四夷に備え、内は不軌を威すべし。……議未だ施行せざると雖も、然るに州郡の領兵、朗の本意なり。

〔三國志〕卷十五 司馬朗伝

⑨乃ち（杜恕）上疏して曰く、……武皇帝の節儉を以て、府蔵充実するも、猶お十州兵を擁する能わず。郡且に二十たらんとす。今（明帝期）荆・揚・青・徐・幽・并・雍・涼の縁辺の諸州皆な兵有り。

〔三國志〕卷十六 杜恕伝

先に述べたように、曹操は建安十三年の六月に丞相になっていることから、当然、司馬朗が丞相主簿となった

のは、それ以降の時期である。また、杜恕伝中の「今」とは、明帝期のことであり、上奏文中で曹操期について触れている。ここでは、曹操期において十州・二十郡の地で兵力を所持できなかったことが記されている。このことから、全ての郡で軍隊を有さなかったわけではなく、いくつかの郡は軍隊を所持していたようである。

たとえば、『三国志』卷十八呂虔伝では、泰山郡の事例について記されている。泰山太守の呂虔は袁紹配下の中郎将を打ち破り、諸山中に避難していた民を帰属させた。そしてそのうち壮健な者を選抜し戦士にした。その結果、泰山郡は精兵を得ることができた。このことから、袁紹が曹操に敗北する建安五年より前にすでに泰山郡には軍が存在したことになる。また、『三国志』卷二十六満寵伝では、汝南郡の事例について記されている。袁紹の敗滅以前に、満寵は汝南太守となり、袁紹の配下を討ち滅ぼした。その結果、満寵は二万户と兵二千を獲得することができた。このことから、泰山郡の事例と同様、汝南郡では、建安五年以前に軍が存在したことになる。事実、『三国志』卷十四蔣済伝によれば、建安十三年には、孫権に包囲された合肥を救援するために、「汝南兵」が用いられた記述もある<sup>⑮</sup>。

このように、曹操期においても、軍隊を有する郡は存在した。ただし、史料⑧・⑨の記載を見る限り、やはり、その他の多くの郡では、軍隊を有していなかったと考えるべきであろう。唐長孺氏は、曹操期の地方軍について以下のように述べる。建安十三年前後に曹操の統治区域内では、全くもしくは基本的に州郡兵は存在しなかった。そして、諸将が領兵し、各地に駐屯していた。建安の晩年に曹操はすでに司馬朗の建議を採用して、いくつかの州郡に軍隊を設置していた(唐二〇一一a、一五〇頁)。

では、州郡が軍隊を所持しないならば、誰が軍隊を所持していたのか。それは、数多くの研究者が指摘するように、地方に盤踞する有力者たちであった<sup>⑯</sup>。李乾・李整・李典の三者の兵の継承(『三国志』卷十八李典伝)や

少年及び宗族からなる数千の家を集めて陣營を築き他者の侵略を防いでいた許褚の事例(『三国志』卷十八許褚伝)が特に有名である。

以上のことから、後漢時代と曹操期の使者を比較すれば、使者が率いた対象が大きく異なることがわかる。つまり、後漢時代に使者が率いたのは地方の州刺史・郡太守であったのに対し、曹操期になると、多くの州郡に地方軍が設置されなかったことから、使者は多くの場合、独自の兵力を擁する地方の有力者を率いていた可能性が高いのである。

そして、当該期の督軍使者の身分および被監督者の身分について確認しておきたい。史料⑤・⑥・⑦の使者の本官はそれぞれ、東中郎將・侍中・監軍校尉である。これらの使者の官は、黄巾の乱が起こるまでの後漢時代の使者の官とさほど大きな違いが無い。しかし、曹操期における督軍使者が率いる対象は、多くの場合、後漢時代のように州刺史・郡太守では無い。では、曹操に帰属した独自の兵力を有する地方の有力者は如何なる官に就任していたのであろうか。森本氏は以下のように論じる。もともと曹操に帰属した地方の有力者に対し、曹操は完全に自軍に吸収せずに、中郎將を与えることによりその集団の独立性をある程度認め、外郭の武力集団として位置づけた。そして、官渡の会戦に勝利し、袁紹が没した後の建安八(二〇三)年から十二(二〇七)年にかけて有力將官たちが次第に雑号將軍に任命されていくとする(森本二〇一―二二、二二―一五頁)。つまり、督軍使者は、徐々に中郎將から將軍をも指揮しなければならなくなったのである。指揮する対象が中郎將から將軍に変容したことが督軍使者にどのような影響を与えたのかは、次節以下で改めて検討する。

さらに、他にも後漢時代と曹操期の使者には違いになり得る要素が存在した。その違いとは、使者が節を所持していたか否かという点である。節が皇帝の代理たる使者の証明であったことは前章に述べたとおりである。し

かし、本節のはじめに挙げた史料⑤・⑥・⑦に着目すれば、史料⑥の侍中・守司隸校尉の鍾繇は持節であったが、史料⑤・⑦の東中郎將の程昱と監軍校尉の荀衍には節が与えられていたという記載は見えない。では、程昱・荀衍は本主に使者であったのかという疑問が出てくるものの、陳琳国氏によれば、節を所持していないとはいえず、両者の都督の職務もまた本官をもって朝廷の臨時の派遣を受けていた(陳一九九六)。上記史料だけで、陳氏のように節の有無まで判断するのは、慎重になつた方が良いと思うが、やはり、程昱・荀衍は節を所持していたか定かでない使者と解する方が妥当であろう。

つまり、曹操執政期以降においても、黄巾の乱以前のように、將軍以外の中央官を使者に任命して節を授与することもあつた。ただし、より厳密に言えば、曹操が派遣する全ての使者に節が仮されたとは限らなかつたようである。では、曹操期の使者が必ずしも節を有していないのならば、使者たる証明は如何に行うのか。建安十三年までの事例ではないものの、極めて興味深い事例が存在する。

⑩ 太祖常に朱霊を恨み、其の營を奪わんと欲す。禁に威重有るを以て、禁を遣わして数十騎を將いしむ。令書を齎し、徑(ただ)ちに霊の營に詣り其の軍を奪う。霊及び其の部衆敢えて動く莫し。乃ち霊を以て禁の部下督と為す。衆皆な震服し、其の憚らること此くの如し。左將軍に遷り、節鉞を仮す。

〔三國志〕卷十七 于禁伝

于禁伝では、朱霊の軍を奪うために曹操より派遣された于禁には、「令書」があるだけで、節はこの時点で仮されていない。廖伯源氏によれば、漢代の使者は、節の他に詔書を所持した。その詔書には、二種類ある。第一に使者そのものの使命が記された詔書である。使者は皇帝が派遣し、派遣時において詔書を授与し、その出使の任務を指示した。第二に、使者の使命がもし他者を指揮することに及べば、使者はその他者に与えられる詔書を所

持していた（廖二〇〇六、一八三―一八四頁）。そもそも、于禁は皇帝から派遣された使者であるのか、それとも曹操から派遣された使者であるのか。当時は、曹操が献帝を擁立して、実権を握っていたことから、皇帝からの使者よりも曹操の使者の方が多数を占めていたと考える方が妥当であろう<sup>⑩</sup>。そのため、于禁伝では、皇帝からの詔書ではなく、曹操からの「令書」を所持していたのである。「令書」が曹操からの命令書を指すことは、曹操の命令が当時、「令」と称されていたことから明らかであろう。

⑪九月、令して曰く、河北は袁氏の難に罹る。其れ今年の租賦を出さしむる無かれと。豪強兼并の法を重くし、百姓喜悦す。

〔三國志〕卷一 武帝紀

⑫太祖乃ち奕を以て中尉と為す。手づから令して曰く、昔楚に子玉有り、文公、之が為に側席して坐る。汲黯朝に在り、淮南之が為に謀を折る。詩に邦の司直と称するは、君の謂いなるやと。〔三國志〕卷十二 徐奕伝

史料⑪は、宿敵袁紹を官渡で破った後、鄴を平定した建安九（二〇四）年に発布された令である。同条の裴松之注所引魏書には、「公の令を載す」とあることから、この令は皇帝からのものではなく、曹操の命令を指す。史料⑫は、建安二十四年に、魏諷の反乱が起きた後、罷免された中尉の後任に徐奕を任命した際の命令書である。「手づから令して曰く」とあることから、曹操の命令であることは疑いない。いずれも曹操の命令が「令」と呼ばれていた明証であり、それは建安年間を通じて一貫していたことを示す。その曹操の命令が口頭では無く文書に記された場合に、「令書」となるのであろう。

このように考えれば、史料⑤・⑦で使者がたとえ節を有していなかったとしても、前に触れたように皇帝の使者では無く、曹操の使者だったため、節を有していなかったと解釈できるのである。于禁は、皇帝の使者たる証明である節を有さず、皇帝からの詔書ではなく、特に曹操の命令書を携帯していた。このことから考えると、程

昱・荀衍も節を有していなかったなら、曹操の命令書を所持していたはずである。当該期における使者の証明は、節を有しない場合があっても、曹操の命令書が担っていたのである。言うまでもなく、通常通り、使者が節を有していた場合は、皇帝の詔をも所持していたことであろう。しかし、その詔も、時の権力者である曹操の意思が強く反映されていたことは疑いない。

ここで一つ疑問が生まれる。なぜ、建安十三年までの曹操は、このような節の運用をしたのであろうか。建安十三年までの曹操は、袁紹の事例を除けば、明らかに董卓執政以降のように、恩賞として節を用いるようなことはせず、後漢中期以降と同様に、使者にのみ節を与えている。それも、全ての使者に与えているかも定かではない。つまり、曹操は非常に厳格に節を運用していたことになる。それはなぜなのか。まず考えられる理由として、曹操が自身の政治的立場から、後漢時代の制度を大幅に逸脱することを望まなかったためであろう。曹操は、革新的な政策を数多く実施する一方で、形式の上では決して後漢時代の制度を逸脱することはなかった。たとえば、「科」とよばれる法規定集の作成や、戸調制の実施などに端的に現れている。「科」は決して漢の律令を撤廃するようなものではなく、戸調制<sup>(20)</sup>もまた、漢代を通してみられた調と呼ばれる賦斂に淵源が求められる。さらに軍事の面においても、森本氏が述べるように、建安十三年に曹操が丞相となり、各将帥が独立した將軍になるまで曹操の軍団は、形式上は遂に後漢王朝の制度から逸脱するものとはならなかったのである（森本二〇一〇、一六頁）。曹操は節の無い使者を派遣していた可能性もあり、節の運用について、形式上後漢時代の運用を踏襲していたのは、上記の原因があったと考えられるのである。

ただし、建安十四（二〇九）年以降に、使者や將軍たちに節が多く仮されるようになり、建安十三年までの状況と様相が一変する。節を改めて論じることになろう。

第二節 建安十四年以降の將軍假節の状況

建安十四（二〇九）年になり、建安元年から建安十三年まで曹操・袁紹を除いて全く見られなかった將軍假節が再開された。新たに節を仮された將軍は、樂進・張遼・于禁・臧霸・孫觀・曹仁・夏侯淵・徐晃・張郃の都合九名である。一覧にして揭示しよう。

曹操・袁紹は例外として、なぜ將軍假節が建安十四年から再開されたのか。多くの研究者が指摘するように、建安十三（二〇八）年の赤壁の会戦が大きな転換点となっているのだろう。山口正晃氏は以下のように指摘する。呂布や袁紹など敵対する軍閥を順次征伐していく中で、劉表や張魯などの境界を接する勢力は外征する曹操の背後を脅かすものではなく、防御に大軍を割く必要はなかった。それが赤壁の戦いの後には、曹操軍閥は長大な国境線に沿って、防御のために大軍を駐屯させる必要が生じたのである（山口二〇〇一）<sup>(22)</sup>。

では、本論の考証に必要な事例を絞って検討しよう。第一に、建安十四年前後に假節された張遼・樂進・于禁から考証しよう。まず、三者の内、最も假節の年代が明瞭であるのは、張遼である。盪寇將軍であつた張遼は、瀟・六の二県で反乱を起こした陳蘭と梅成を討伐した功績によって、増邑とともに節を仮されている<sup>(23)</sup>。この陳蘭と

人名	節の授与年	授与時の官職	備考	出典
曹操	建安元(196)	鎮東將軍・領尚書事	假節鉞	『三国志』卷一武帝紀
袁紹	建安二(197)	大將軍	錫弓矢節鉞	『後漢書』列伝六十四袁紹伝
樂進	建安十三(208)後	折衝將軍	別動軍統率	『三国志』卷十七樂進伝
張遼	建安十四(209)	盪寇將軍	増邑・假節	『三国志』卷十七張遼伝
于禁	建安十四(209)後	左將軍	假節鉞	『三国志』卷十七于禁伝
曹仁	建安十六(211)	行征南將軍		『三国志』卷九曹仁伝
夏侯淵	建安十九(214)	行護軍將軍	假〇〇節	『三国志』卷九夏侯淵伝
臧霸	建安二十二(217)	揚威將軍		『三国志』卷十八臧霸伝
孫觀	建安二十二(217)	偏將軍・青州刺史		『三国志』卷十八臧霸伝
徐晃	建安二十四(219)前	平寇將軍	別動軍統率	『三国志』卷十七徐晃伝
張郃	建安二十四(219)	盪寇將軍		『三国志』卷十七張郃伝

表二 建安年間の將軍假節

梅成による反乱は、『資治通鑑』では建安十四年に繫年されている(巻六十六)。

⑬遂に進みて山下に到りて營を安んず。之を攻め、(陳)蘭・(梅)成の首を斬り、尽く其の衆を虜にす。太祖、諸將の功を論じ、曰く、天山に登り、峻険を履み、以て蘭・成を取るは、盪寇の功なりと。邑を増し、節を仮す。

(『三国志』卷十七 張遼伝)

張遼への仮節は、前章で触れた興平年間以降の事例と同様に、恩賞としての意味合いも強いのである。続いて、折衝將軍の楽進の事例である。

⑭又た劉備の臨沮長の杜普・旌陽長の梁大を討ちて、皆な大いに之を破る。後に孫權を征するに従う。進に節を仮す。太祖還り、進を留めて張遼、李典と与に合肥に屯せしむ。邑五百を増し、前と并せて凡そ千二百戸。

(『三国志』卷十七 楽進伝)

史料中の「孫權を征す」とは、建安十三年十二月(『三国志』武帝紀)の赤壁の会戦のことを指すこと疑いない。そして、楽進が張遼・李典とともに合肥に駐屯したのは、『資治通鑑』によれば、建安十四年のできごとである(巻六十六)。つまり、楽進に節が仮された時期は、建安十三年の十二月から建安十四年にかけての頃になる。さきに挙げた張遼伝では、増邑と仮節が同時期であったことを考えれば、楽進への仮節も建安十四年である蓋然性が極めて高いといえよう。ここで着目すべきは、建安十四年に、合肥において、張遼と楽進という二人の將軍仮節が同時期にみられることである。この事例は、前に触れた將軍仮節が諸將軍を統率する最高司令官という性質を帯びるといふ大庭氏の学説に抵触するものである。次節で再び検討することにして、次の事例を見ておこう。

干禁の仮節については、すでに史料⑩で触れておいた。干禁が朱霊の營を奪ったのは、陳蘭と梅成を討伐した後のことであり、その後、干禁は左將軍に昇格し、節と鉞を仮された。張遼の事例で触れたように陳蘭と梅成の



討伐は、建安十四年のことであることから、于禁の仮節は、建安十四年からほどなくの時期に置くべきであろう。建安十六年からほどなくの時期に、曹仁に節が仮されている。建安十六（二二一）年に勃発した田銀・蘇伯の反乱を鎮圧した功績により、曹仁は行征南將軍となり、節が仮された。

⑮ 太祖、马超を討ち、仁を以て行安西將軍とし、諸將を督し潼関に拒がしむ。超を渭南に破る。蘇伯、田銀反し、仁を以て行驍騎將軍とし、七軍を都督して銀等を討たしめ、之を破る。復た仁を以て行征南將軍とし、節を仮す。樊に屯し、荊州を鎮せしむ。

〔三國志〕卷九 曹仁伝

ここで、曹仁は行驍騎將軍として、七軍を都督している。曹操の側近が軍や將軍を率いる事例は他にも見える。⑯十七年、太祖乃ち鄴に還り、淵を以て行護軍將軍とし、朱靈、路招等を督し長安に屯せしむ。南山賊の劉雄を撃破し、其の衆を降す。

〔三國志〕卷九 夏侯淵伝

夏侯淵は建安十七（二二二）年に朱靈、路招等を督していた。夏侯淵には、建安十九（二二四）年に節が仮されている（〔三國志〕夏侯淵伝）。なお、森本氏は、曹仁・夏侯淵が別部司馬を本官とする將軍代行として、諸將を率いていたことに着目し、以下のように述べる。両名が諸將を率いたことは、曹操自身が担当できない戦線において別動部隊の長として諸將の上に立つという、まさに別部司馬としての働きである。ただし、このように他の將軍までも指揮下に入れる曹操軍団の別部司馬は、その権限が飛躍的に拡大されたと考えられる。こうした別部司馬の運用方法が後に制度化されて「都督」となる（森本二〇一二、一七頁）。この森本氏の見解を首肯することはできない。なぜなら、前章で触れたように、督軍使者が被監督者よりも官秩が低いのは、漢代以来常にそうであったためである。別部司馬が権限を拡張させるわけではなく、あくまでも別部司馬を本官とする使者の権限と見なすべきだろう。

加えて、建安二十四（二一九）年には、徐晃と張郃に節が仮されている。徐晃は建安二十四年までに、夏侯淵とともに、劉備を陽平で防ぎ撃退した。その功績によって、徐晃に節が仮された（『三国志』卷十七徐晃伝）。

一方で、張郃は、建安二十（二二五）年の年末に張魯が曹操に降伏して以降、夏侯淵らとともに、漢中を準備し、劉備を防いでいた。ところが、建安二十四年正月に、この状況が大きく変化する。漢中防衛の総司令官であった夏侯淵が劉備との戦いで命を落としたのである（『三国志』卷一武帝紀）。新たな総司令官を選出するにあたって、夏侯淵の司馬であった郭淮が張郃を推薦した。その結果、曹操は張郃に節を仮している。

⑰是の時に當りて、新たに元帥を失い、備の乗ずる所と為るを恐れて、三軍皆な色を失う。淵の司馬の郭淮乃ち衆に令して曰く、張將軍、國家の名將、劉備の憚る所たり。今日事急にして、張將軍に非ざれば安んずる能わざるなり。遂に郃を推して軍主と為す。郃出でて、兵を勅して陳を安んじ、諸將皆な郃の節度を受く。衆心乃ち定む。太祖、長安に在りて、使を遣わして郃に節を仮す。（『三国志』卷十七 張郃伝）

山口氏は、張郃への仮節の事例は、節が諸將軍たちの総司令官を示すという大庭氏の將軍假節に対する学説が三国魏でも成り立つ根拠の一つとみなす（山口二〇一七a）。ただし、一点問題が存在する。張郃は、建安二十四年正月以降に仮節されているが、同時期の漢中防衛の諸軍中に、同じく節を仮された徐晃が存在することである。ここでも、建安十四年の仮節事例と同様に大庭氏の將軍假節の学説に疑問が生じるのである。

### 第三節 建安十四年以降の節を仮された將軍と都督

まず建安二十四年の陽平に駐屯した張郃・徐晃の事例を考えよう。『三国志』の武帝紀と徐晃伝より、建安二十四年正月以降の徐晃の動きは以下のように復元できる。三月に曹操が陽平に赴き、漢中諸軍を再編成し、七

月に、徐晃は関羽に包围された樊城に籠城する曹仁の救援に派遣されている。このことから、張郃・徐晃の二將軍への仮節と大庭氏の学説を矛盾なく解釈するためには、以下の二通りの可能性が考えられるであろう。第一に、張郃への仮節は厳密に言えば、夏侯淵の死後であるとしか史書に記されていないため、曹仁救援のために徐晃が樊城に派遣された後に、張郃に節が仮されたという可能性が考えられる。第二に、張郃に節が仮された後に、徐晃に仮された節が回収されたという可能性である。この二種の可能性の内、どちらかが成立すれば、張郃・徐晃の事例と大庭説とを矛盾なく解釈できよう。

まず、第一の可能性について検討しよう。確かに、徐晃が漢中を離れた後に、張郃に節が仮された可能性は否定できない。しかし、建安十四年以降には、前節で触れたように、同一の駐屯地に複数の節を仮された將軍が存在するのである。前に述べた張遼と楽進だけでなく、さらに、建安二十二(二二七)年の居巢における夏侯惇・曹仁・張遼・臧霸の事例、建安二十四年の樊城における曹仁・于禁の事例が存在する。この点から、やはり大庭氏の学説は建安十四年以降において、再考を余儀なくされるのである。

まず、建安二十二年の居巢における夏侯惇・曹仁・臧霸・張遼の事例を検討しよう。

⑱二十二年春正月，王，居巢に軍す。二月，軍を進めて江西の郝溪に屯す。權，濡須口に在りて築城し拒守す。遂に逼りて之を攻め，權，退走す。三月，王，軍を引きて還る。夏侯惇・曹仁・張遼等を留めて居巢に屯せしむ。  
〔三國志〕卷一 武帝紀

⑲二十一年，孫權を征するに従いて還る。惇をして二十六軍を都督し，居巢に留めしむ。

〔三國志〕卷九 夏侯惇伝

⑳太祖之を善しとし，揚威將軍を拜す。節を仮す。後に權，降るを乞う。太祖還り，霸を留めて夏侯惇等と与

に居巢に屯せしむ。

〔三三国志〕卷十八 臧霸伝

この三種の史料を総合すれば、建安二十二年の居巢において、夏侯惇は、すでに節を仮されていた曹仁・張遼・臧霸を自身の管轄下に入れていたことになる。そして、ここで、注意すべきは、夏侯惇が建安二十二年時点で仮節されていないことである。節を仮されていない夏侯惇が持節している諸將軍を統括している。ここで、夏侯惇が二十六軍を都督する根拠は、前節で触れたように、曹操の命令もしくは皇帝の詔書と考えるのが最も妥当であろう。たとえ、夏侯惇への仮節が史料上明記されておらず、実際には節を有していた場合でも、節を有する將軍が節を有する將軍を都督していることに変わりはない。これは、節を仮された將軍が必ずしも諸將軍中の総司令官になるわけではないことを端的に意味しよう。夏侯惇が節を仮されていたか否かに拘らず、諸將軍中の総司令官になれるという節の価値は相対的に低下したのである。

続いて、建安二十四年の樊城における曹仁・于禁の事例をみてみよう。

②還りて樊に屯す。即ち征南將軍を拜す。関羽、樊を攻め、時に漢水暴溢し、于禁等七軍皆な没す。禁、羽に降る。  
〔三三国志〕卷九 曹仁伝

②建安二十四年、太祖、長安に在り、曹仁をして関羽を樊に討たしむ。又た禁を遣わして仁を助けしむ。秋、大いに霖雨し、漢水溢れ、平地の水数丈、禁等の七軍皆な没す。……禁、遂に降る。

〔三三国志〕卷十七 于禁伝

前に触れたように、曹仁は建安十八年に節が仮され、于禁は建安十四年後程なくの時期に節と鉞が仮されている。鉞は、通常節よりもさらに強大な権限が將軍に賦与されるはずであるが、建安二十四年の時点で、于禁は七軍を率いて曹仁の補助を行っていた。雷家驥氏は曹仁と于禁の関係を以下のように解釈する。曹仁は直屬の本軍

を統率し、加えて別部諸軍を督し、樊城における会戦の統帥であった。于禁に至ってはわずかに別部隊の主帥であるというだけで、督する七軍は僅かにその別部隊であるのみである（雷二〇〇八、四九―五一頁）。ここで、將軍假節に新たな意味を見出せるのである。建安十四年以降の節は、諸將軍中の總司令官に仮されるだけでなく、別動軍を率いている將軍にも仮されるのである。前に触れたように、建安十三年に赤壁の会戦で敗北して以降、曹操軍の防衛線は拡大した。そのため、防衛の責を負う諸將軍が一箇所に常に駐屯し続けることは困難であり、随時別働隊を派遣する必要があった。別働隊の主帥は、常に駐屯地の總司令官の指示を仰ぐわけにはいかず、便宜に敵軍に対処する必要が生じたために、別動軍の主帥にも節が仮されたのではないだろうか<sup>(26)</sup>。このように考えれば、同一の駐屯地に假節將軍が二人以上配置されている状況に説明がつくのである。現に、建安十四年に、假節將軍の張遼と樂進は合肥に駐屯していたが、その後、張遼は軍を率いて夏侯惇が主帥である居巢に派遣されている。また、建安二十四年に、假節將軍の張郃と徐晃は陽平に駐屯していたが、その後、徐晃は樊城の曹仁の救援に派遣されている。曹操期の建安十四年以降の將軍に仮される節の意味の変化は、曹操の防衛体制の状況変化と密接に関連するのである。

しかし、上述の見解を成立させるためには、さらに第二の可能性、つまり將軍に仮された節は回収されるのか否かという点についても考察しなければならぬ。もし、將軍に仮された節が任務終了ごとに定期的に回収されていたならば、上記の同一駐屯地に複数の節を仮された將軍が存在したという考察は完全に破綻する。この問題を考える上で非常に興味深い史料がある。所謂「上尊号碑」である。この石刻史料の内容は、魏王朝の諸官が曹操の後継者である曹丕に皇帝位への就任を求めた上奏文である。立碑された時期に諸説あるが、文面そのものは漢王朝滅亡寸前の延康元（二二〇）年、つまり黄初元年のものである<sup>(27)</sup>。「上尊号碑」中の諸官中には節が仮さ

れた將軍の名も見える。一覽にしよう。

ここでは、史料中ではいずれも仮節であった諸將軍たちが例外なく使持節になっていること、及び延康元年に節が仮された曹真・曹休・夏侯尚、仮節年の不明な朱霊についてはさておき、曹仁・臧覇・張郃・徐晃・張遼に引き続き節が授けられていることに着目したい。表二と比較すると、楽進・于禁・夏侯淵・孫觀に節が授けられていない。なぜなのか。前に触れたように、于禁は建安二十四年に関羽に投降しており、孫觀と夏侯淵はそれぞれ建安二十二年、二十四年に戦死している。<sup>(29)</sup>では、楽進の状況はどうであろうか。楽進は建安二十三年に世を去っているため、『三国志』卷十七楽進伝)、「上尊号碑」には名が見えないのである。つまり、「上尊号碑」に見える節を所持する將軍は、建安十四年以降に節が仮されて生き残った將軍を意味するのである。この点から、一度將軍に仮された節が再度中央に回収されたとは考え難いのである。このことは、張遼や曹仁などの事例から明らかなように、恩賞として節が仮されていることから考えれば、至極当然のことと評価できよう。このような建安十四年以降の將軍仮節の事例は、黄巾の乱以降における將軍仮節の事例と同様であると評価できよう。つまり、節は一度將軍に授与されたら政府に回収されないことから、同一地点に節を仮された複数の將軍が駐屯することは当然想定されうる状況

人名	初仮節年	碑文における官位・称号	出典
曹仁	建安二十三(218)	使持節・行都督督軍・車騎將軍	『三国志』卷九曹仁伝
曹真	延康元(220)	使持節・行都督督軍・鎮西將軍	『三国志』卷九曹真伝
曹休	延康元(220)	使持節・行都督督軍・領揚州刺史・征東將軍	『三国志』卷九曹休伝
夏侯尚	黄初元(220)	使持節・行都督督軍・征南將軍	『三国志』卷九夏侯尚伝
臧覇	建安二十二(217)	使持節・行都督督軍・徐州刺史・鎮東將軍	『三国志』卷十八臧覇伝
張郃	建安二十四(219)	使持節・左將軍	『三国志』卷十七張郃伝
徐晃	建安二十四(219)	使持節・右將軍	『三国志』卷十七徐晃伝
張遼	建安十四(209)	使持節・前將軍	『三国志』卷十七張遼伝
朱霊	不明	使持節・後將軍	『三国志』卷十七朱霊伝

表三 上尊号碑中の仮節將軍

なのである。では、節を仮された將軍が必ずしも諸將軍中の總司令官を意味しないのであれば、如何なる条件を満たせば、一体諸將軍中の總司令官を意味するのであるか。端的に答えを述べるならば、その条件の一つが都督の称号なのである。<sup>(30)</sup>

②魏略に曰く、(夏侯)淵、都督と為ると雖も、劉備、(張)郃を憚りて淵を易(あなど)る。

〔三國志〕卷十七 張郃伝裴松之注

漢中軍の總司令官であつた夏侯淵は都督の称号を有していたのである。前にも述べたように、漢中防衛には、節を仮された徐晃も夏侯淵の指揮下にあつたことから、節を仮された將軍をも統屬下に置く總司令官こそが都督であつたのである。そのほか、先に挙げた七軍を都督した曹仁(史料⑮)や二十八軍を都督した夏侯淵(史料⑲)の事例から明らかのように、諸軍を都督する者こそが、その軍の總司令官なのである。<sup>(31)</sup>では、都督の証明は如何にして行われるのか。

ここで、建安十四年以降の曹操の命令について見ておこう。

②太祖復た還り、將軍の徐商・呂建等を遣わして晃に詣らしむ。令して曰く、兵馬の集まり至るを須ちて、乃ち俱に前(すす)めと。  
〔三國志〕卷十七 徐晃伝

史料②では、建安二十四年に関羽に攻められていた曹仁を救援するために、節を有していた徐晃が派遣された際に、曹操の軍令が送られていることが記されている。持節の將軍に対しても曹操は軍令で指示を出しているのである。また前に挙げた史料⑩では、建安二十四年に魏諷が鄴で反乱を起こした後、曹操は別の中尉を任命しており、その際に直筆で令を書いている。祝総斌氏によれば、官吏の選挙は、漢末には完全に司空府或いは丞相府東曹に歸し、漢獻帝の尚書台が当然管掌すべき事でさえも掌られていた。その結果、曹操の令は、皇帝の詔の代替

となっていたのである（祝一九九〇、一四九頁）。このように、曹操が総司令官を任命する際にも、曹操の命令もしくは曹操の意思が強く反映された皇帝の詔書によって行われた可能性が高い。張郃の事例でも先に挙げた史料⑰に「使を遣わして郃に節を假す」とあるように、使者は節だけでなく、曹操の命令書もしくは皇帝の詔も携帯していたはずである。このように考えれば、都督の任命もまた、夏侯惇への假節状況が不明であることを併せて加味するならば、やはり曹操からの命令文書もしくは曹操の意志が強く反映された皇帝の詔書による任命の可能性が高い。

では、建安十四年以降の他軍を都督する將軍は、漢代以降の督軍使者からどのように発展・変容していったのであろうか。これは、「はじめに」で課題に挙げた都督制度の創設過程についての廖氏と陳氏の学説をどのように整合すべきなのかという点に直結する。漢代の督軍使者は、中郎將・御史などを本官として皇帝の使者の証である節と詔書を所持して、地方の州刺史・郡太守を率いて司令官となった。しかし、建安年間に入り、曹操が実権を握ると、建安十三年までに、必ずしも節を授与されない督軍使者が現れた。これらの使者の本官は、いずれも侍中や中郎將など漢代以来の使者に多く見られた官である。その使者が地方の軍を掌握した根拠は、節を有しない場合、曹操の命令文書もしくは曹操の意志が強く反映された皇帝の詔書のみであった。つまり、後漢以来の督軍使者制度の枠組みを継承しながらも、皇帝の詔書だけでなく、曹操の命令をも権威の象徴とする使者という制度の変容も見られるのである。なお、この時期に、「都督」するという動詞が史料に見えるが（史料⑤・⑥・⑦）、これは後代の都督とは異なる。なぜなら、都督する官はいずれも中郎將・監軍校尉などの非將軍官であり、後代の將軍官を基礎とする都督とは異なり、軍事上での総司令官であるという点で、実質は後漢の督軍使者と何ら異ならないためである。



そして、赤壁の会戦に敗れた後、長大な防衛線を維持するため、建安年間以来姿を消していた將軍假節制度が復活する。節が仮された將軍を率いるために総司令官として派遣された官は、漢代の中郎將や御史などではなく、將軍であったのである。これは、後漢末の將軍官の使者化とも密接に関連しよう。曹操から派遣された將軍は、本来軍中の総司令官である節を仮された將軍をも統属下に入れるため、曹操の命令書もしくは皇帝の詔書を所持していた。その中には、都督の称号を持つ者もいたのである。これは、後漢時代を通じて、はじめて現れる事例である。<sup>(33)</sup>

総括するならば、建安十四年以降の督軍使者制度というのは、後漢時代の制度を受け継ぎ、変容させながら、最終的に持節將軍が持節將軍を統属下に置くという両漢を通じて全く見られなかった状況を克服するための試行錯誤の時期であったのである。この建安十四年以降の督軍使者制度は、建安二十五（二二〇）年に曹操が世を去り、同年十月に三国魏が創建されてから、都督制度として定着・発展していくのである。

### おわりに

本稿での考証により、後漢中期から後漢末期の曹操執政期に至る節の授与は四期に区分することができる。すなわち、後漢中期より黄巾の乱に至るまでの第一期、黄巾の乱より建安元年の曹操登場に至るまでの第二期、建安元年から建安十四年までの第三期、建安十四年から曹操の死に至るまでの第四期である。それぞれの時期の特徴を見ておこう。

まず、第一期について述べる。第一期は、御史や中郎將などが節を授与され、使者として州郡の兵からなる地

方軍を指揮していた。節を有する使者が最高司令官であった。第一期は、後漢時代の督軍使者制度の最も典型的な運用がなされていた時期と断じて誤りない。

続いて、第二期について述べる。黄巾の乱が勃発して以降、はじめて將軍に節が仮されるようになった。節を仮された將軍は、諸將軍の總司令官となった。しかし、獻帝即位後に、節は単に時の権力者の敵対関係になり得る地方軍閥の主を懐柔するためや、皇帝に対して何らかの功績を有する者への恩賞としても用いられ、節の意味に変化が生じたのである。そして、この時期から、節は使者の任務後に回収される臨時的なものではなくなった。節は、与えられた者が長期的に所持するようになったのである。つまり、第二期において、第一期と比べて、使者に与えられる節の役割変化と節の重要性の低下が見て取れるのである。

続いて、第三期について述べる。王朝の最高権力者である曹操や袁紹を除き、新規に節を發布することが停止される。この時期の使者は、第一期と同様に、將軍官以外の中央官が任命されたが、必ずしも全ての使者に節が授与されなかった可能性がある。ただし、その使者は、節があろうと無かろうと、曹操の命令書もしくは曹操の意思が強く反映された皇帝の詔書を有すれば軍中の最高司令官となり得た。この時期において、節の授与に第二期に見られたような恩賞としての性質は見受けられない。これは、第一期への揺り戻しを意味する。

最後に、第四期について述べる。建安十三年末の赤壁の戦いの敗戦により、第二期の方針が転換されてしまい、節が多く諸將に仮されるようになった。第二期に見られた節の価値の低下は第四期にも再び引き起こされた。具体的には、建安十四年以降の將軍假節には、諸將軍中の總司令官に仮されるだけでなく、別動軍を率いている將軍にも仮されるようになったのである。しかも、今度は、持節將軍が別の持節將軍を統治下に置くという、曹操期以前には全く見られなかった事例が現れる。しかも、節を仮されていないと思しき將軍が節を有する將軍を統

属下に置くような事態も見られるようになる。つまり、軍中の総司令官は、節の有無に拘らず、曹操の命令書もしくは曹操の意思が強く反映された皇帝の詔書によって、派遣された使者が持節將軍を管轄下に置くという状況が頻発したのである。そして、曹操没後に息子の文帝が漢より禪讓され、都督制度が制度化される。曹操没後に文帝が如何に都督を制度化したのかについては、今後の課題としたい。

### 参考文献一覧

#### 【日本語】

- 石井 仁一九九二a 「都督考」、『東洋史研究』五一―三。
- 一九九二b 「漢末州牧考」、『秋大史学』三八。
- 大庭 脩一九八二 『秦漢法制史の研究』、創文社。
- 小尾孟夫二〇〇一 『六朝都督制研究』、汲水社。
- 川合 安一九八九 『六朝の帳下について』、『東洋史研究』四八―二。
- 川勝義雄一九八二 『六朝貴族制社会の研究』、岩波書店。
- 五井直弘一九五六 「曹操政権の性格について」、『歴史学研究』一九五。
- 滋賀秀三二〇〇三 『中国法制史論集・法典と刑罰』、創文社。
- 竹園卓夫一九七八 「魏の都督」、『歴史』五一。
- 一九八六 「後漢・魏における地方鎮撫に関する一考察」、『東北大東洋史論集』二。
- 森本 淳二〇一二 『三国軍制と長沙呉簡』、汲古書院。

山口正晃二〇〇一 『都督制の成立』、『東洋史研究』六〇—二。

二〇一七 a 『曹魏および西晋における都督と將軍』、『大手前大学論集』一七。

二〇一七 b 『將軍から都督へ…都督制に対する誤解』、『東洋史研究』七六一—。

渡辺信一郎二〇一〇 『中国古代の財政と国家』、汲古書院。

【中国語】

陳琳国一九九四 『魏晋南北朝政治制度研究』、文津出版。

一九九六 『曹魏都督制的淵源和定型：兼論中央和地方的關係』、『北京師範大学学報（社会科学版）』

一九九六一—五。

陳仲安・王素一九九三 『漢唐職官制度研究』、中華書局。

何茲全二〇〇六 『中国史総論』、中華書局。

雷家驥二〇〇八 『督軍制、都督制的發展論西魏北周之統帥權』、『中国中古史研究』八。

廖伯源一九九七 『歷史与制度：漢代政治制度試積』、台湾商務院書館。

二〇〇三 『秦漢史論叢』、五南圖書出版。

二〇〇六 『使者与官制演變：秦漢皇帝使者考論』、文津出版。

唐長孺二〇一一 a 『魏晋南北朝史論拾遺』（『唐長孺文集』二）、中華書局。

二〇一一 b 『魏晋南北朝史論叢』（『唐長孺文集』一）、中華書局。

楊鴻年二〇〇五 『漢魏制度叢考』、武漢大学出版社。

閻步克二〇〇二 『品位与職位：秦漢魏晋南北朝官階制度研究』、中華書局。

張小穩二〇一〇 『魏晋南北朝地方官等級管理制度研究』、九州出版社。

張焯一九九四 「從東漢督軍制度到魏晋都督制」、《史學月刊》一九九四一六。

祝縉斌一九九〇 『兩漢魏晋南北朝宰相制度研究』、中国社会科学出版社。

## 註

(1) 軍内部の都督には、帳下都督などがある。帳下都督については川合一九九九参照。

(2) 「持節都督，無定員。前漢遣使，始有持節。光武建武初，征伐四方，始權時置督軍御史，事竟罷。建安中，魏武帝為相，始遣大將軍督軍。二十一年，征孫權還，夏侯惇督二十六軍是也。魏文帝黃初二年，始置都督諸州軍事，或領刺史。」

(3) 「魏、晋世州牧隆重，刺史任重者為使持節都督，輕者為持節督，起漢從帝時，御史中丞馮敫討九江賊，督揚、徐二州軍事，而何、徐宋志云起魏武遣諸州將督軍，王珪之職儀云起光武，並非也。」

(4) 「沈約宋書曰，初，漢宣帝置西域都護，以加騎都尉，若諫大夫，護西域諸國。光武建武初，始有督軍諸使。至獻帝建安中，魏武相漢，遣大將外出督十軍二十軍者，始号都督。」

(5) 張焯氏もまた、上記の三史料より、都督が後漢時

代の督軍制度より發展したと指摘している（張焯一九九四）。

(6) 石井仁氏もまた、州刺史が有する行政上の監察權、監軍使者が兼任する軍事上の監察權、將軍帶号による軍政・軍令權を全て兼ね備える州牧制を経て都督制度が成立していったとする（石井一九九二b）。

(7) 節の形状そのものについては、楊馮年氏や大庭脩氏の考察を参照されたい（楊二〇〇五、二七七～二七八頁／大庭一九八二、四二二～四二五頁）。

(8) 廖伯源氏によれば、安帝・順帝以後に、中郎將が徐々に主要な領兵征伐の將官となる（廖二〇〇三、七四頁）。

(9) 興平元年に行驃騎將軍事（驃騎將軍の事務代行）の朱儁が持節している（『後漢書』列伝第六十一朱儁伝）。朱儁は結局使者として出立しなかったため、一覽より除外する。

(10) 厳密に言えば、王邑は当時、河東太守であるだけ

で將軍号が授与された明文はない。しかし、建安十(二〇五)年に杜畿が王邑に代わり河東太守に就任した後、鍾繇の上奏文中に「故鎮北將軍・領河東太守・安陽亭侯王邑」(『三國志』卷十三鍾繇伝引魏略)とある。少なくとも建安十年までに將軍号が王邑に授与されていたのである。興平二年から建安元年までの他の四例と照らし合わせれば、王邑も同時期に將軍号が授与されていた可能性が高い。

(11) 後年のことであるが、延康元(二二〇)年の時期のものであるとされる「上尊号碑」上では、張郃・徐晃などが將軍で使持節となつている(本稿表三参照)。使持節の本来の意味は、「為使而持節」(『漢書』卷十二平帝紀顔師古注)であることから、將軍官が使者になつてゐるのである。後漢末は、將軍が使者となる過渡期とも考えることができよう。

(12) 大庭脩氏も同様に李傕に追随しようとした劉表、袁術が李傕より將軍假節の待遇を与えられたと解釈してゐる(大庭一九八二、四四八頁)。

(13) 一方で、漢末から三國魏にかけて、將軍官に秩禄が設定され、徐々に將軍号の序列化が進行してゐることも軽視すべきでない。閻歩克二〇〇二、四二五頁参照。

(14) 張小穩氏は、『三國志』卷十二崔琰伝裴松之注所引呉書「劉表亡，曹公向荊州。表子琮降，以節迎曹公，

諸將皆疑詐，曹公以問子伯。子伯曰，天下擾攘，各貪王命以自重，今以節來，是必至誠。曹公曰，大善」を根拠とする。劉琮の降伏は建安十三年のことである。劉琮に節が仮されている記録は無いため、これは劉表の節を継承したのであろう。

(15) 袁紹には、建安二年(一九七)三月に節が仮されてゐる。建安二年という年は、正月に、曹操が張済に敗れて、長子曹昂を失い(『三國志』卷一武帝紀)、春の間には、袁術が皇帝を僭称する(『後漢書』獻帝紀)など、曹操にとつては多難な時期であつた。このことを踏まえると、袁紹への假節に、曹操からの懐柔の意思が明確に読み取れるのである。

(16) 小尾孟夫氏も三伝に見える「都督」の内容は、いずれも軍事的な事柄が中心になると考えてゐる(小尾二〇〇一、三一～三二頁)。

(17) 曹操期の地方軍について、竹園卓夫氏は、泰山郡・汝南郡のほかに、さらに河東郡に軍隊が存在したことを論証する(竹園一九八六)。

(18) 曹操軍団の構成については、川勝義雄一九八二、五井直弘一九五六などの研究がある。

(19) 雷氏もまた、曹操期の使者は、獻帝ではなく、曹操、最終的には丞相府が派遣した使者と見なす(雷二〇〇八、四八～四九頁)。曹操が丞相になつたのは、

建安十三年のことであるため、それ以前は、將軍府もしくは司空府から派遣された使者である可能性が高い。

(20) 曹操時期の科については、滋賀秀三二〇〇三、五七〇～五八頁参照。

(21) 戸調制の研究は数多くあるが、漢代の調との関連を指摘しているものとして、唐長孺二〇一一b、五五〇～六一頁や渡辺信一郎二〇一〇、二五一～二五三頁参照。

(22) 何茲全氏も袁氏の討滅から赤壁までに、新たな軍事統治の方策が生まれたことを以下のように説明する。曹操が獻帝を迎えて許に都を置き、天子を擁して諸侯に命令を下した。特に官渡の戦いで袁紹を打ち破り、冀・并・青州を取得した後、曹操の統治区ははじめて国家規模となった。このとき局面は拡大し、曹操は以前のように大部の軍隊を率いて、あらゆる地に征战することができなくなった。そこで留屯の方法が生み出された。一地方を平定した後、一部の軍隊をここに駐屯させ続け、併せて一人を総帥に任じて、管轄区内の諸軍を統括させた。この種の留屯制が、実際は魏晉以降に盛行した都督諸軍制の濫觴である(何二〇〇六、六四〇～六四二頁)。

(23) 瀟・六の二県の解釈について、『三国志』巻十七張遼伝では、「氏六県」となっている。しかし、錢大昕「諸

子拾遺」巻一張遼伝では繁欽「征天山賦」を引用して、「瀟・六県」を是とする。本稿も錢大昕の説に従う。

(24) 盧弼『三国志集解』曹仁伝によると、田銀・蘇伯の反乱は建安十六年のことである。反乱は即座に鎮圧された。『三国志』巻二十三常林伝、巻十一国淵伝参照。

(25) 鉞については、大庭一九八二、三六五～三七〇頁及び廖二〇〇六、一九八～一九九頁。

(26) 張小穩氏もまた將軍假節の特徴を將軍が持つ指揮權と節が有する発兵權と併せることによって地区の限定も受けず、活発性を有するとする(張二〇一〇、一〇九～一一一頁)。

(27) 「上尊号碑」の碑文の年代に関する諸研究については、唐長孺氏が整理している(唐二〇一一a、一二七～一二八頁)。

(28) 大庭氏は、三国魏の時代には、後代の使持節・持節・假節の差の存在は認められないとする(大庭一九八二、四五七頁)。一方で、竹園氏は、使持節は後漢末建安中には成立していたとし、三国魏には、使持節・持節・假節の三区分が成立していたと考える(竹園一九七八)。ただし、近年、張小穩氏が詳細に三国魏の事例を収集・分析し、大庭氏の見解の通り、三国魏には、依然として、使持節・持節・假節の三区分は成立していないとする(張二〇一〇、一一六～一二四

頁)。筆者も張氏の見解に同意する。

(29) 孫觀の死については、『三国志』卷十八臧霸伝を参照のこと。

(30) 閻歩克氏も都督は当初、將軍官に付け加えられる称号であったとみなす(閻二〇〇二、四二二頁)。都督が独立した官でないことは山口氏の考証に詳しい(山口二〇一七b)。

(31) 雷家驥氏もまた、所謂「都督」とは、当時の野戦における諸督軍の総帥を指すとする(雷二〇〇八、四九～五一頁)。その他、曹操期に總司令官になった可能性のある官として、護軍が挙げられる。征蜀護軍(三三

国志』卷九曹真伝)、都督護軍・関中護軍(『三国志』卷二十三趙儼伝)などが史料に見える。護軍と都督の關係は、今後の課題としたい。

(32) 魏晉の都督制が、將軍官を基盤にしていたことについては、山口二〇一七a参照。

(33) 後漢初期においては、大將軍が將軍を率い、將軍が將軍を率いる事例も存在したが(閻歩克二〇〇二、四一四頁)、仮節將軍が仮節將軍を率いる事例は、曹操期になつてはじめて見られる現象である。

【附記】本稿は、学習院大学東洋文化研究所二〇一六年度「東アジア学」共創研究プロジェクトの補助金による研究成果の一部である。